

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

国税庁長官 星野 次彦



令和 2 年 1 月 24 日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	司法修習生が無利息の修習専念資金の貸与を受けた場合、通常の利率により計算した利息の額に相当する利益が雑所得に該当するかどうかを検討した際に作成した文書
不開示とした理由	本件開示請求に係る対象文書は作成しておらず、保有していないため、不開示としました。
担 当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線 3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。